

第2章 地震災害対策

第1節 災害予防対策計画

第1項 安全・安心な市土づくり

1. 市土保全施設の整備

災害を未然に防止するため及び被害を最小限に止めるため、治山等の防災基盤の抜本的な整備と対策を、以下の方針に基づき地震災害対策と総合し計画的に事業の推進を図るものとする。

脊振山麓地帯の地すべり、土砂崩れ等の地域については、地すべり防止工事の促進を図る。

(1) 地盤災害防止施設等の整備

市は、治山、地すべり防止事業等を強力に推進し、国土保全の機能を拡大する。

水資源の確保と流域の保全のため、保安林の整備と管理事業を強化し、崩壊地の復旧、崩壊防止、地すべり防止事業を強力に推進し、国土保全の機能を拡大する。

① 治山施設の整備

ア 森林整備保全事業の推進

市は、森林の維持造成を通じて、山地災害による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備を推進する。

イ 山地災害危険箇所の点検

市は、山地災害を未然に防止するため、定期的に危険な地区を中心に点検を行う。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

市は、山地災害危険箇所について、地域の市民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

② 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

市は、土砂災害による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

イ 土砂災害危険箇所の周知等

市は、土砂災害発生の危険性が高い地域について、地域の市民に周知の徹底を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

③ 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

市は、地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備に努める。

イ 地すべり防止区域の点検

市は、地すべり災害を未然に防止するため、定期的に地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

市は、地すべり防止区域について、地域の市民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

市は、震災に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

市は、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、定期的に急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

市は、急傾斜地崩壊危険区域について、地域の市民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(2) 災害危険住宅等の移転対策の推進

① 災害危険区域の指定

市は、災害の危険の著しいと認められる区域について、建築基準法第39条(昭和25年法律第201号)に基づく建築基準法施行条例(昭和46年佐賀県条例第25号)により、災害危険区域の指定を行うものとする。

② 災害危険区域内の規制

市は、災害危険区域内での住宅の用に供する建築物の建築を原則として禁止するとともに、居室を有する建築物(住宅の用に供するものを除く。)の建築は、原則として鉄筋コンクリート造又はこれに準ずるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止に努めるものとする。

③ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

ア 市は、災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号))

イ 市、がけ地の崩壊及び土石流等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域から危険住宅の移転を促進する。(地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例(昭和49年佐賀県条例第4号))

(3) 地盤の液状化対策の推進

市の公共施設の管理者は、旧河道等の液状化のおそれがある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発にあたっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に必要な基準構造等についての普及をはじめ、住民への適切な情報提供等を図る。

2. 土砂災害のソフト対策

(1) 土砂災害警戒情報等の提供

国と県は、市長が防災活動や住民への避難勧告等の対応を適時適切に行える用支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となる様、国と県は次の情報を発表する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール(株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。)などあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

① 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険性が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

② 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

(2) 警戒体制の整備

市長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報発令の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記事項について定めるものとする。

① 避難勧告等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

② 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

③ 避難勧告等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難勧告等の発令対象区域を設定する。

④ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

⑤ 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める

⑥ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

⑦ 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

3. 河川、クリーク、ため池施設の整備

(1) 河川関係施設の整備

① 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性の確保に努めるものとする。

② 水門等の管理

河川管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば操作するものとする。対応にあたるものの安全が確保されることを前提とした上で操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

(2) クリークの整備

① クリークの整備の推進

佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的な機能を有しているため、防災機能の強化・保全のため、護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を推進する。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、地震災害に対する安全性を確保するため、護岸工事・除草等の水路断面の確保対策を実施するなどその適切な管理に努める。

② 水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作を行い、必要があれば予備排水操作をするものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

(3) ため池施設の整備

① ため池の整備の推進

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

② ため池の危険度の周知等

ため池の管理者は、堤防決壊時の危険区域について地域の市民に周知するとともに、災害時の連絡体制の整備に努める。

第2項 公共施設、交通施設等の整備

市及びその他防災機関は、災害対策の中核となる各庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに病院など、災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、主要な道路、港湾、空港等の交通施設についても、当該施設の管理者は、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

1. 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

- (1) 供用期間中に1～2程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。
- (2) 直下型地震又は海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

- ① 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
- ② 市(県)或いは、国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- ③ 多数の人々を収容する建築物等
- (4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2. 公共施設等の耐震性の確保

市及び関係機関は、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、非構造物材を含む耐震対策等により、発生時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に、避難所として必要に応じ、防災広場、男女別シャワールーム及び備蓄のためのスペース及び通信施設等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

施設の種類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、出先庁舎、警察署など
救護活動施設	消防関係施設、保健所、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設など
多数の者が利用する施設	集会施設、福祉施設など

3. 交通施設の耐震性の確保

主要な道路、鉄道、漁港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震化を図る。あわせて、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 道路

高速自動車国道、一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

併せて、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

＜特に重点とする施設＞

ア 橋梁及び横断歩道橋

イ トンネル

ウ 信号機

エ 落石等通行危険箇所対策

(2) 鉄道

鉄道事業者は、従来、構造物の耐震設計の計算方法として、国土交通省の定める震度法等により、また主要構造物の設計基準については鉄道構造物等設計標準により地震災害に備えてきたものであるが、今後、次により耐震性の向上に努めることとする。

① 新設構造物の耐震設計を行う場合は、当面の措置として、「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について(平成7年7月運輸省通達)」により対処する。

② 耐震設計の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論を待って適切に対処する。

(3) 漁港

市は、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、大規模地震災害時にも緊急物資や人員の海上輸送が確保できるような耐震強化岸壁等の整備について検討を行い、必要に応じて耐震強化岸壁等の整備に努める。

(4) 臨時ヘリポート

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

第3項 ライフライン施設の機能の確保

上下水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や産業廃棄物処理施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に3次医療機関等の人命に係る重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、地震時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝(C・C・BOX)等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1. 水道施設の整備

(1) 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という)は、佐賀県内でも震度7の地震により、水道施設に甚大な被害が想定されているため、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

(2) 水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設(管路)を計画的に更新する。

- ① 耐震性の高い管材料の採用
- ② 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2. 下水道施設

(1) 下水道施設の耐震化

下水道管理者は、下水道施設の耐震対策指針と解説(公益社団法人日本下水道協会)などに基づき下水道施設の耐震設計を行いポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(4) 民間事業者との連携

下水道管理者は、民間事業者との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3. 電力施設等の整備

(1) 電力設備の耐震化

九州電力株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

- ① 九州電力株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には類似施設についても特別の巡視)を実施する。
- ② 九州電力株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

4. 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者(西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社を含む。以下本編において同じ。)は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及び付帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の高信頼化のための整備を

推進する。

- ① 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。

(2) 電気通信システムの耐震化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

- ① 主要な伝送路を多ルート構成或いはループ構成とする。
- ② 基幹的設備を分散設置する。
- ③ 通信ケーブルの地中化を促進する。
- ④ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- ⑤ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

5. 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

6. バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期にできるよう策定したITC部門のBCPの推進に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第4項 建築物等の耐震性の確保

1. 特定建築物

劇場、百貨店、旅館等多数の者が利用するなど特定の建築物については、当該建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成8年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとし、国、県及び市は、その指導にあたる。

2. 一般建築物

県、市は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、市民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3. 落下物、ブロック塀等

県、市は、建築物の所有者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防災策等の取組を指導する。

また、ブロック塀や家具等の倒壊を防止するため、施行関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓蒙を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

4. 文化財

文化財所有者又は管理責任者は、市・県・国指定の文化財及びこれらを収容する資料館等の建

建築物について、市・県・国の指導により、これらの文化財の耐震性の確保に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理責任者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

第5項 危険物施設等の保安の強化

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

市は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝世帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化など適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

1. 危険物

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等）について、その管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

① 監督指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

② 消防体制の強化

消防機関は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

③ 防災教育

市は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

① 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

② 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

③ 保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

2. 高圧ガス、液化石油ガス(LPガス)

(1) 施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者(以下「高圧ガス事業者」という。)は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

高圧ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、市は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

① 情報連絡体制の整備

市は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

② 初動体制の整備

市は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

③ 保安教育等の充実

市は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について事業者等を指導する。

(3) 液化石油ガス消費者対策

① 市は、販売事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

② 市は、販売事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

③ 市は、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

3. 火薬類

(1) 施設の保全及び耐震化

火薬類施設(火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設)について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

火薬類事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、市は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

① 情報連絡体制の整備

市は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

② 初動体制の整備

市は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

③ 保安教育等の充実

市は、従業員に対する保安教育及び防災訓練の実施等について事業者等を指導する。

4. 毒物・劇物

(1) 施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。また、前2法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく立入検査を実施するとともに、耐震化の指導に努める。

(2) 保安体制の整備

① 情報連絡体制の整備

市は、毒物・劇物取扱者等に対し、毒物・劇物によって市民の保健衛生上の危害を生じるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出ることを指導するとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう平常時から指導する。

② 自主保安の強化

毒物・劇物の多量保有施設について、毒物・劇物取扱者等は、災害予防規程を作成するなど自主保安の強化を図る。

5. 放射性物質

(1) 施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者(以下「放射性同位元素等の使用者等」という。)は、放射性物質取扱施設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

① 自主保安の強化

放射性同位元素等の使用者等は、放射性物質に係る安全管理に万全を期するものとする。

② 安全の指導の強化

市及び関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑にするため、次のような安全管理等の指導に努める。

ア 放射線被ばくの予防対策の実施

イ 自衛消防体制の充実

ウ 通報体制の整備

エ 関係者の教育・訓練の実施

6. 危険物積載船舶の保安の確保

(1) 危険物等積載船舶に対する指示等

海上保安部は、港則法(昭和23年法律第174号)及び危険物船舶輸送及び貯蔵規則の定めるところにより、港(千歳漁港)に入港する爆発物、その他の危険物を積載した船舶の停泊、停留、荷役、輸送等について、保安確保に必要な指示又は命令を行うものとする。

(2) 危険物等積載船舶に対する巡視等

海上保安部は、爆発物、その他の危険物を積載した船舶の荷役現場に、随時巡視艇、海上保安官を立ち合わせ、法令の遵守及び荷役状況の確認、監視、指導を実施するものとする。

(3) 安全の指導の強化

① 情報連絡体制の整備

海上保安部は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、船舶所有者等を指導する。

② 保安教育等の充実

海上保安部は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について船舶所有者等を指導する。

第6項 市の防災構造の強化

地震災害に強い市づくりを進めるため、市公共空間の整備と市街地の整備を推進する。

1. 防災空間、防災拠点の体系的整備

市は、自治区を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び市民の避難地を体系的に整備する。

(1) 防災ブロックの形成

市は、公園等の広域避難地の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2) 市民の避難路の確保

市は、市民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる市内道路を総合的・計画的に整備する。

(3) 防火対策の推進

市は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域の指定、準防火地域の指定の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

市、県及び防災機関は、地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、住民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段を確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、市、県及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

1. 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

予警報の伝達、情報の収集を的確に行い、災害応急対策を円滑に進めるためには、通信の確保が重要であり、その機能が有効かつ適切に発揮できるよう通信連絡体制の強化並びに施設の整備促進を行なう。

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互館において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等も明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるように努める。

なお、市及び県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

市、県及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うために必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を促進するものとする。また、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

市、県及び防災関係機関は、気象、海象、水位等地震災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者に対し、必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急エリアメール機能、防災メール、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、ワンゼグ放送等を活用し、警報灯の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(4) 防災行政無線（同報系・移動系）設備の充実・強化

市は、住民等への情報伝達が迅速に行える防災行政無線（同報系・移動系）の充実・強化に努める。

(5) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

県、市及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、観測施設・設備の維持及び整備充実に努めるとともに、防災情報システム、震度情報ネットワーク及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の災害情報を瞬時に伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(6) 市町における体制の充実・強化

市町は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、市町村防災行政無線や全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の設備管理に万全を期すとともに、地震災害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

なお、ケーブルテレビ、オプティック通信などが普及している市町においては、これらの活用を図る。

また、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティFMや臨時災害放送局（以下「災害FM」という。）の活用が有効であるため、市町は、コミュニティFM局との協定締結や災害FMの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制

を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、住民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

(7) 無線従事者等の確保

市は、職員に対して、防災行政無線取扱者（陸上特殊無線技士）等の資格者の増員・確保に努める。

(8) 震度情報ネットワークシステムの効果的な活用

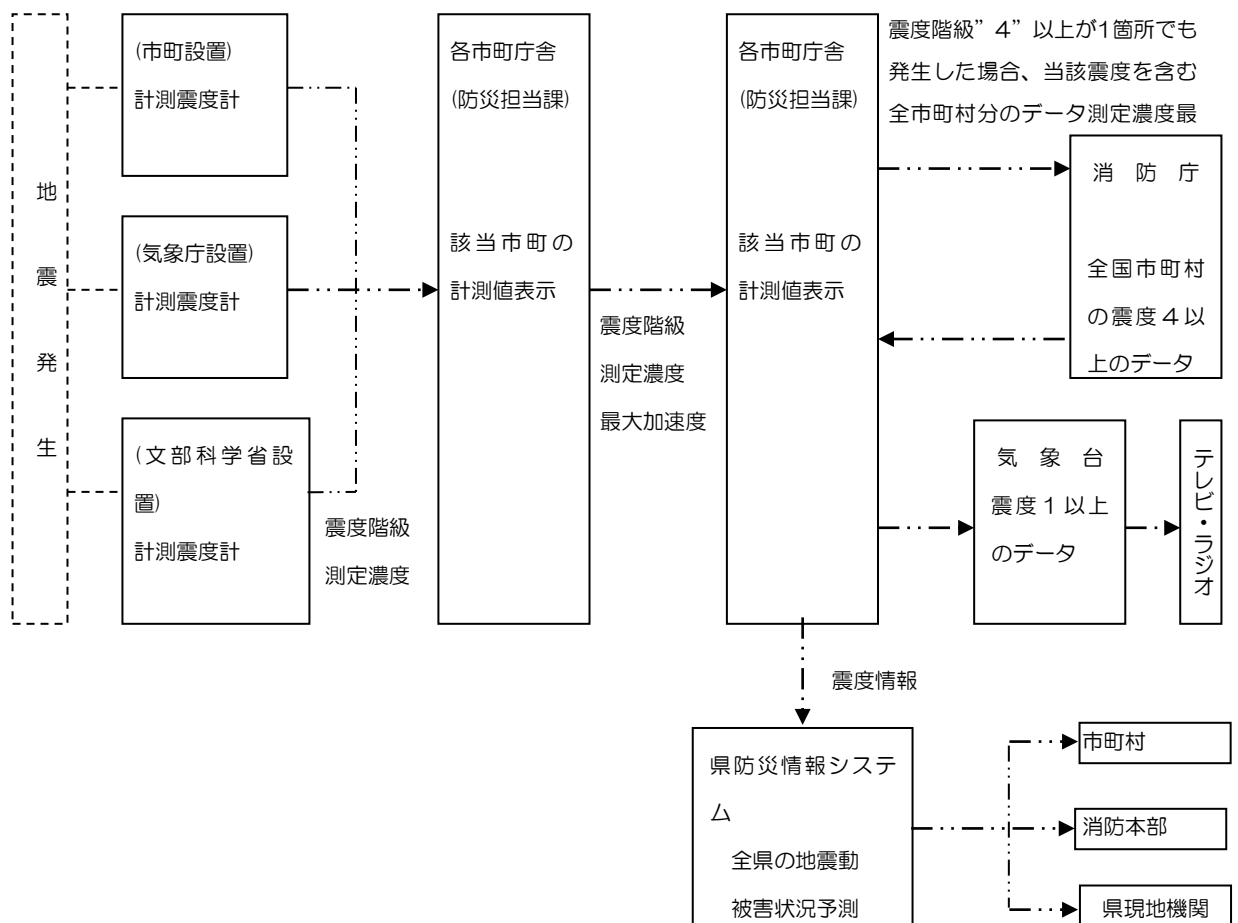
災害発生時における、情報収集活動及び初動活動の迅速化かつ円滑化を図るため、「佐賀県震度情報ネットワークシステム」を効果的に活用することとする。

(9) SNSを活用した情報収集

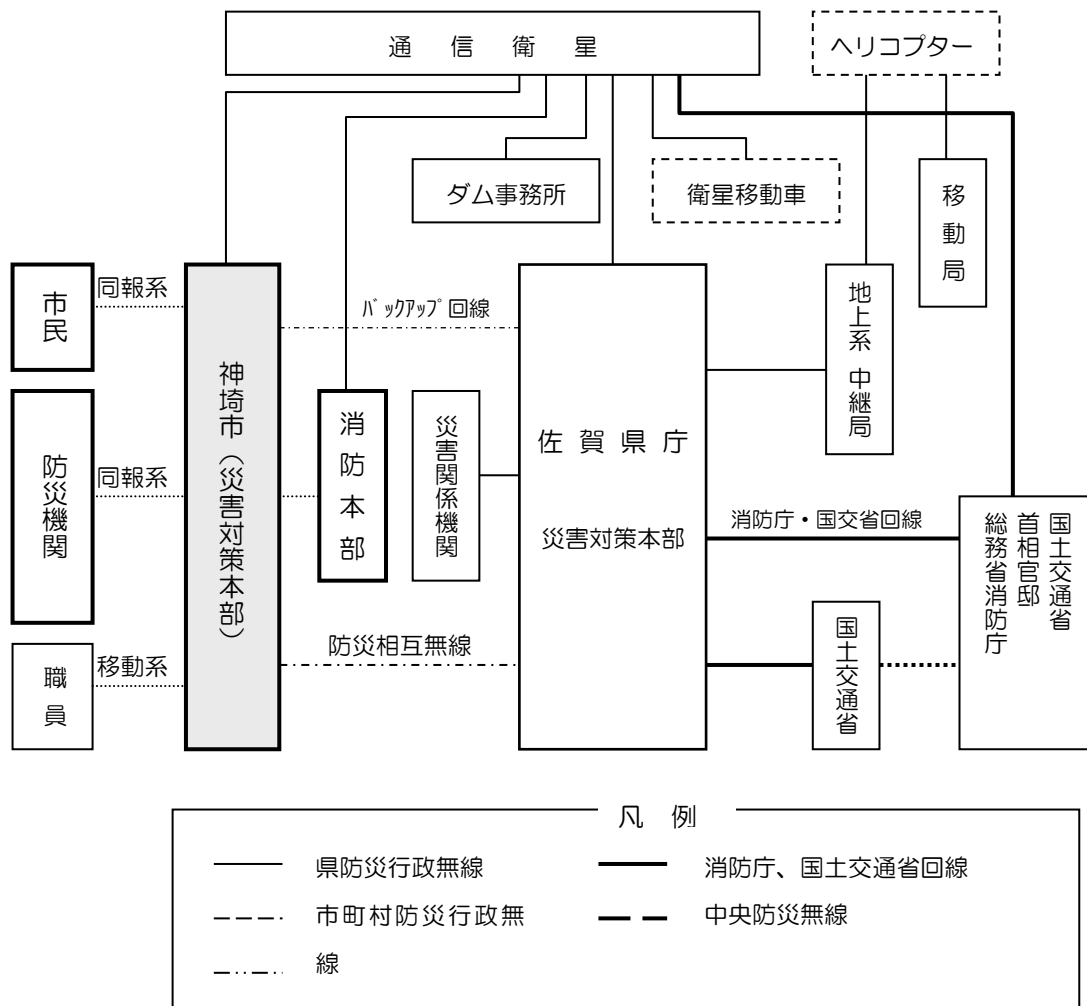
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信に加え、多くの県民がSNSを使用していることを踏まえ、SNSを使用した情報収集を行うよう努める。

なお、過去の災害では、SNSを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】



【防災情報連絡系統図】



(9) 警察における体制の整備

県警察は、警察通信施設の耐震性の強化に努めるとともに、予備電源の整備や携帯電話等の整備を図る。

また、情報の収集手段の多様化を図るため、ヘリコプターテレビシステム、ITV（交通流監視カメラ）等による画像情報の収集・連絡システムの充実を図るとともに、国土交通省が設置するカメラの画像を受信するシステムの導入を図る。

2. 情報の分析整理

県、市町及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

市は、株式会社NTTドコモが提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(2) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親族・知人等の安

否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から通信各社と連携し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において西日本電信電話株式会社が「災害用伝言ダイヤル」の運用を開始した場合における広報体制について、市は西日本電信電話株式会社と協議しておく。

《災害用伝言ダイヤル》

○西日本電信電話株式会社

・災害用伝言ダイヤル(171)

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

・災害用伝言板(Web171)

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言版サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報(テキスト・音声・画像)の登録ができるサービス。

登録された伝言情報は、全国(海外含む)から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話・PHS各社

・災害用伝言版

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯番号・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

(3) 中央防災無線電話の整備

地震災害時における国(内閣総理大臣官邸、非常災害対策本部、各省庁等)との通信手段を確保するため、佐賀県庁に中央防災無線回線を整備している。

なお、端末は、知事室(秘書課)、危機管理・広報課、消防防災課、宿直室、県災害対策本部に設置している。

4. 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

市及びその他防災機関は、地震災害時に必要に応じて電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定に基づく非常通信の活用(目的外使用)が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

(2) 非常通信の普及・啓発

防災機関に対し地震災害時における非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第2項 防災活動体制の整備

市及び防災機関は、地震災害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

1. 非常参集体制の整備

市及び防災機関は、災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に遂行するため、あらかじめ体制を定め所属職員に参集方法、配備先、措置内容等を周知徹底し、非常参集の体制整備に努めるものとする。

(1) 職員の参集体制の整備

- ① 市は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、あらかじめ定める防災対策要員を緊急に参集し、情報収集等にあたる職員を確保する。

《防災対策要員》

防災対策要員	
部課長	総務企画部長、産業建設部長、防災危機管理課長、総務課長、建設課長 支所長、総務企画課長、農政水産課長、林業課長、社会教育課長 福祉課長
職員	防災危機管理課、総務課、建設課、総合窓口課、農政水産課

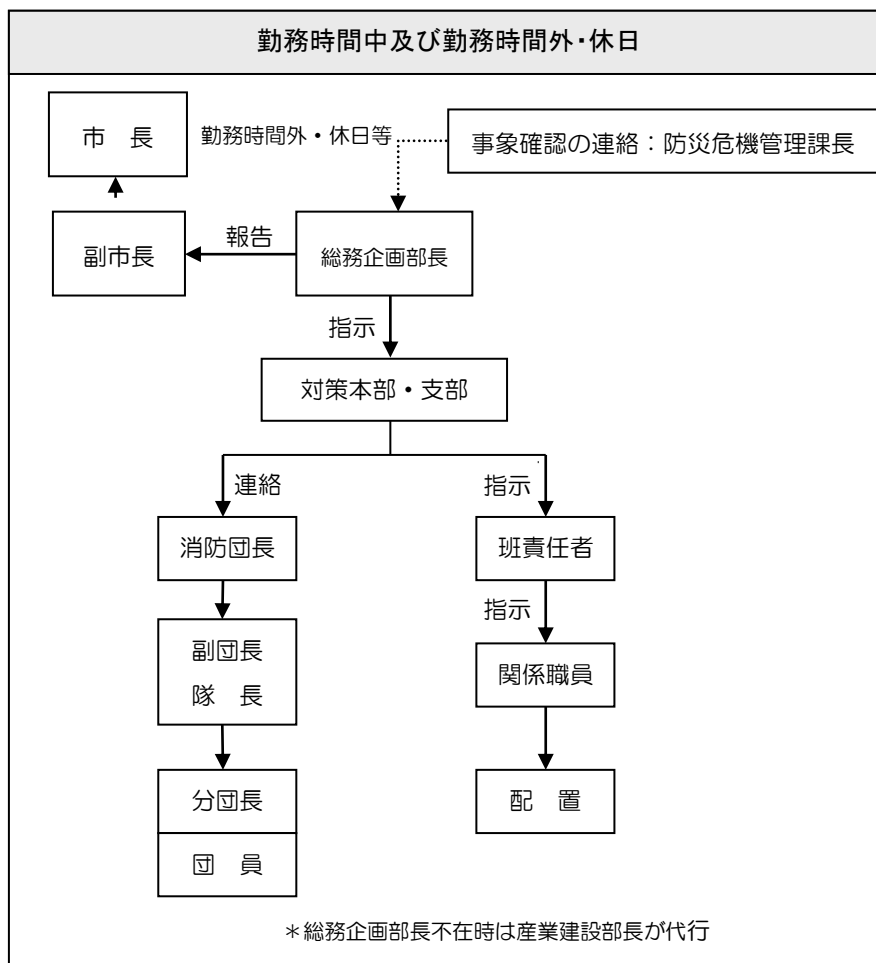
* 災害の規模等により参集職員数は変更する。

② 連絡手段の整備

ア 一般加入電話、携帯電話、防災行政無線等、迅速かつ確実な方法により連絡する。

イ 特に緊急配置を必要とする時は、公用車等により連絡の措置をとる。

《配置指示の伝達系統》



③ 災害時の職員の役割の徹底

市災害対策本部が設置された場合に、対策本部・支部の班長とな、部長、課長は各対班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、各対策部及び各班が実施すべき業務について、所属職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 防災機関の参集体制の整備

防災関係機関は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

市及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(4) 人材の育成・確保

市、県及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修 制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

2. 防災中枢機能等の確保、充実

(1) 災害対策本部

(1) 災害対策本部

ア 市は、災害時に、防災活動の中枢機関となる災害対策本部を設置する本庁舎等について、情報通信機器の整備など、必要な機能の充実を図るとともに、耐震診断を実施し、必要があれば、施設・設備等の耐震性の強化を図るための措置を講じる。

さらに、地震により本庁舎等が使用できない場合に、代わりに災害対策本部等を設置する施設をどこにするかあらかじめ決定しておく。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

《災害対策本部設置場所》

代替順位	設置場所	施設管理者、連絡先
第1 設置場所	本庁	総務企画部長
第2 設置場所	千代田支所庁舎 脊振支所庁舎	支所長
第3 設置場所	中央公民館、中央公園体育館	各施設管理者

(2) 食料等の確保

市は、大規模地震災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料等の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

他の防災機関も、これに準じるよう努める。

(3) 非常用電源の確保

市及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、地震災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、平常時より非常用電源施設LPガス災害用バルク、燃料貯蓄設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

市、県、県警察及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、地震災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

3. 災害拠点施設の整備

市は、大規模地震災害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも1箇所以上の防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- ・緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- ・地域の防災活動のためのオープンスペース
- ・ヘリポート機能
- ・情報通信機能
- ・耐震性防火水槽

4. コミュニティ防災拠点の整備

市は、市民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、市民が容易に使用できる消火、防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- ・避難所、備蓄施設(平時には地区住民のコミュニティの拠点)
- ・避難場所としての広場
- ・情報通信機器
- ・耐震性防火水槽

5. 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者及び農業用排水施設の管理者、下水道管理者等は、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

6. 業務継続性の確保

(1) 防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により業務継続体制の確保するものとする。

(2) 市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首庁不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなかった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

- (2) 市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

7. 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

市、県及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

- (1) パーマネントスタッフ(防災関連業務経験者の登録)制度
- (2) 県外で発生した大規模災害への対応を行った職員の登録制度

県外で大規模な災害が発生し、職員派遣を行った後、派遣した職員の名簿を作成し、県内で災害が発生した場合、迅速に人員を確保できるように備えるとともに、職員からヒアリング等を行い、各種マニュアルの見直し作業を行う。

8. 救援活動拠点の確保

市及び県は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、自衛隊等の部隊の展開、宿営拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

第3項 広域防災体制の強化

市及び防災機関は、広範囲にかつ同時に発生する大規模な地震災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、相互応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被害を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間に協定締結も行ったが、今後も強化・充実を図る。

1. 市町間の相互応援

県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災者の周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は、必要な調整を行う。

《主な応援事項》

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提

供

- (3) 救援、救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) その他、特に被災市町から要請のあった事項

《神崎市における大規模災害時の応援に関する協定》

協定締結機関	連絡先
国土交通省 九州地方整備局	0942-33-9131

《神崎市における市町村広域災害ネットワーク協定締結市町》

協定締結市町名	連絡先	協定締結市町名	連絡先
大阪府 泉大津市	0725-33-1131	岐阜県 可児市	0574-63-1111
兵庫県 高砂市	079-442-2101	愛知県 刈谷市	0566-23-1111
滋賀県 野洲市	077-587-1121	岡山県 玉野市	0863-32-5588
京都府 八幡市	075-983-1111	三重県 亀山市	0595-82-1111
奈良県 大和郡山市	0742-53-1151	島根県 益田市	0856-31-0100
和歌山県 橋本市	0736-33-1111	宮崎県 日向市	0982-52-2111
高知県 香南市	0887-56-0511	静岡県 磐田市	0538-37-2111
福岡県 行橋市	0930-25-1111	山口県 柳井市	0820-22-2111
福岡県 苅田町	093-434-1111	山梨県 甲府市	055-237-1161
鹿児島県 阿久根市	0996-73-1210	茨城県 那珂市	029-298-1111

2. 市・消防機関と防災機関等との相互協力

市、消防機関は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

3. 消防関係相互の応援要請等

(1) 佐賀県常備消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行なうものとする。

応援の要請は、「佐賀県常備消防相互応援協定」に基づき行なうものとする。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行なうためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ救助隊の応援体制が必要となる。

このため、全国の消防機関が協力して専任の救助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、市は必要に応じて県に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

4. 警察における広域応援要請

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して広域緊急援

助隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保活動について応援を求めるものとする。

5. 相互協力協定等の締結促進

防災機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

6. 受援計画等の策定

防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制について必要な準備を整えるものとする。

第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動

1. 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市、県及びその他の防災機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災者情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市、県及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成するとともに、応急復旧に関しては、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

2. 資材等の確保

市、県及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

市、県及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

第5項 救助、医療及び消防活動体制の整備

1. 救助活動体制の整備

市及び消防機関、県警察、自衛隊は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急機能の強化を図るものとする。

(1) 警察災害派遣隊の充実強化

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

(2) 緊急消防援助隊の充実強化

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備を図る。

2. 医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

市は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の地震災害に対する安全性の確保、地震災害時の患者受入機能及び医療救護班派遣機能の強化、患者搬送車の整備や応急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、地震災害時の医療体制の整備に努める。

災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

① 基幹災害医療センター

病 院 名	所 在 地	区 分
佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400	県
国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1	

② ドクターヘリ基地・連携病院

県は、ドクターヘリ基地・連携病院について、次のとおり選定し、良質かつ適切な緊急医療を効率的に提供する体制の確保に努める。

	病 院 名	所 在 地
基地病定	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1
連携病院	佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400

③ 市災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	区 分
橋本病院	神崎市神崎町本告牟田3005	市

(2) 災害時医療体制の整備

市は、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての整備に努める。

(3) 災害時緊急医薬品等の備蓄

市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

(4) 医療応援態勢の整備

市、県、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、

医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

3. 消防活動体制の整備

(1) 火災防止の啓発

市及び消防機関は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び消防機関は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画を立ててその整備の推進に努める。

(3) 救急搬送体制の強化

消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

第6項 緊急輸送活動

1. 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、風水害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに関係機関等に対し周知を図るものとする。

(1) 運送事業者等との連携

市は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への輸送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、県及び市は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

2. 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の地震災害に対する安全性の確保に努めるとともに、県警察は、警察庁と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、民間団体等との協定の締結を検討するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互連携のもと、あらかじめ道路啓開等の応急復旧計画を立案する。

(3) 緊急輸送車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める

(4) 沿道建築物の耐震化

市及び県は、緊急輸送道路等における沿道の建築物の耐震性を推進するものとする。

特に、建築物が地震によって倒壊した場合において、相当多数の者の円滑な避難を困難とする道路沿いの建築物については、重点的かつ迅速に耐震化が図られるよう取り組むものとする。

3. 鉄道輸送の確保

市は、鉄道輸送による緊急輸送が行われるよう、鉄道事業者との協力体制の整備を進める。

4. 航空消防防災体制の強化

市は、地震災害時にヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な緊急輸送活動が実施できるよう、県及び関係機関等との調整を図り航空消防防災体制の整備に努める。

第7項 避難収容及び情報提供活動

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、市に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 避難場所及び避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、施設の管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保健施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は市が、県有施設を避難場所又は避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよ

う多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

① 指定緊急避難場所

ア 指定基準

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、災害種別ごとに指定すること。

② 指定避難所

(ア) 指定基準

- a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- b 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- c 避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設であること。

(イ) 機能の強化

市は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

また、避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、市・県において整備するものとする。

- a 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備
- b 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、貯水槽、井戸等のほか、多目的トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な居住性に配慮した施設・設備の整備
- c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- d 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立
- e 飲料水の給水体制の整備
- f 支援者等の駐車スペースの確保

(ウ) 非構造部材の耐震化

市は、指定避難所のつり天井など非構造部材についても耐震化を確保し、災害時に継続して使用できるよう努める。

(3) 避難経路及び誘導体制

ア 市は、住民の安全を第一に住民が徒歩で確実に安全な場所へ避難できるよう、あらかじめ避難経路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

イ 市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

(ア) 避難行動要支援者の実態把握

(イ) 避難路の整備及び選択

(ウ) 避難所の受入環境

(エ) 避難誘導責任者及び援助者の選定

エ 市は、地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～エに関する計画を定めておくものとし、防災訓練尾実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を住民等に周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

(4) 避難場所の管理運営

市は、避難場所における活動を円滑に実施するため、県が作成した「避難所運営マニュアル策定指針」及び避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 避難所生活上必要となる基本的事項

① 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

② 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

③ 保健衛生(トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分)

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

④ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対

策を検討しておく必要がある。

⑤ 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用具の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

⑥ 在宅等被害者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者で、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資や情報等の提供を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、災害により孤立する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

⑦ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

⑧ 車中泊者等への対応

県及び市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等を含め、体制を検討する。

2. 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との広域一時滞在(被災住民が、県内又は県外の区域に一時的な滞在を行うことをいう。)に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるものとする。

3. 保育園、学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 保育園及び学校等

① 避難計画等の整備

保育園及び学校等の管理者は、地震時における園児、児童及び生徒の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ、保護者へ周知しておくものとする。

② 教育訓練の実施

園長及び学校長は、避難計画等に基づき、職員や園児、児童及び生徒に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

① 避難計画等の整備

病院等の管理者は、地震震災時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等につい

ての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

② 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設

① 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

② 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

(5) 指導の充実

市は、各施設等の管理者が、適切な避難訓練等を実施できるよう避難マニュアルの策定指導やその他必要な指導・助言等を行うものとする。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

4. 応急住宅

(1) 建設資材の調達

市、県は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

また、国は、要請に応じ速やかに国有林の供給に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

地震災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市は、平常時から、二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

市は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市及び県は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

5. 被災者支援体制の整備

市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化するとともに、男女共同参画の被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

第8項 避難行動要支援者対策の強化

地震災害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑なかつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等での防災対策の充実など防災対策の推進を図る。

1. 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における市民相互の助け合いや、適切なケアシステムの構築が、地震災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市は県等の協力を得て、市民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

ア 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載するも者の範囲は、生活の基盤が自宅にあるもののうち、以下の要件に該当するものとする。

(ア) 介護保険における要介護認定を受けている者

(イ) 身体障害者手帳（肢体（下肢・体幹）1～3級、視覚（視力）・聴覚1～3級）を所持する身体障がい者

(ウ) 療育手帳Aを所持する知的障害者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

(オ) 市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者

(カ) 上記以外で次に掲げる市が必要と認める者

・病気やけがなどにより特に支援が必要と認められ自ら避難行動要支援者名簿への搭載を希望した者

・一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で自ら避難行動要支援者名簿への搭載を希望した者

ウ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

- (エ) 住所又は居住
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

エ 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、市の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努める。

また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のために必要な場合は、県やその他の関係機関に対して、情報の提供を求めることとする。

オ 市は、住民異動や身体障がい者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

カ 市は、避難行動要支援者の名簿を作成及び管理するに当たり、情報の漏洩がないよう法令を遵守し適切な取り扱いを行うものとする。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

① 市は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(以下、「避難支援等関係者」という。)に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

② 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

③ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 神埼市の区長
- イ 神埼市の民生・児童委員
- ウ 神崎市消防団
- エ 佐賀県警察
- オ 佐賀中部広域連合佐賀広域消防局
- カ 神崎市社会福祉協議会
- キ 神崎市内の地域包括支援センター

④ 市は、避難行動要支援者名簿情報の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分説明すること。

ウ 避難行動要支援者名簿の保管は、施錠可能な場所に行うよう指導すること。

エ 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること。

オ 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合は、その団体内部で避難行動要

支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者に対し避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者へ提供することの同意を得る際に、「避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものである」ことへの理解を求める。

また、避難支援等関係者の安全確保を含めた避難支援について、地域全体で話し合い、ルールを決め、計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

(5) 情報伝達体制の確立

市は、消防機関による避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、区長、民生・児童委員等を活用した情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない要配慮者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる判りやすい情報伝達体制の整備に努める。

(6) 地域全体での支援体制づくり

市は、地震災害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、区長、民生・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

(7) 避難行動要支援者全体計画等の作成

市、消防機関等は、県が作成した「要配慮者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、地震災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に避難行動要支援者の個別計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適時、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

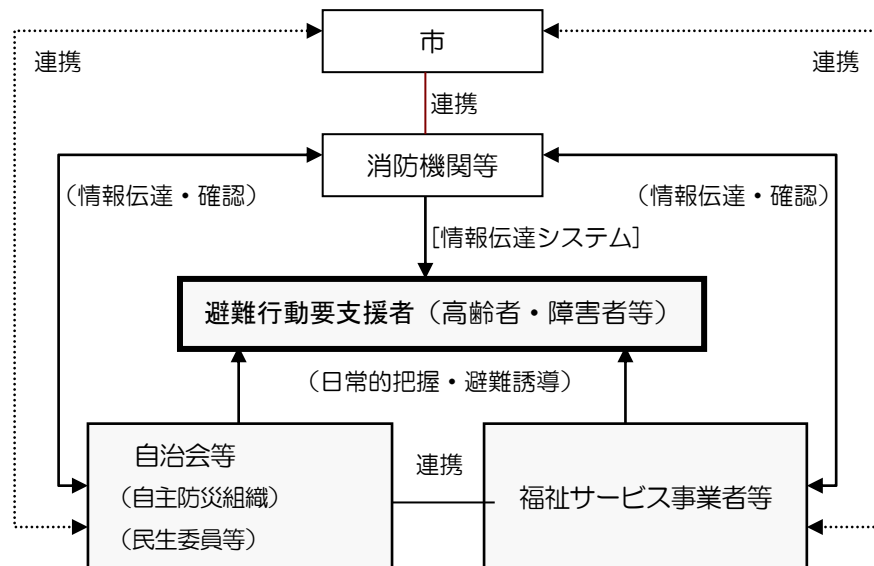
(8) 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害を受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、福祉サービス事業者等や民生委員・児童委員など高齢者、障害者の居宅状況に接することのできる者と連携して、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

【避難行動要支援者支援体制イメージ】



2. 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、耐震性の確保に配慮するとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

(2) 組織体制の整備

地震災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、職員の役割分担・動員計画及び緊急連絡体制、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3) 地域との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、市内を始めとした同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を市に連絡するものとする。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 市、県の支援

市及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、震災時の災害時要援護者の保護、支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

なお、市は、保育所について、他の施設等からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよ

う相互応援体制の整備・充実に努めるとともに、施設の特性に応じた大規模災害時における被災者支援に努めるものとする。

3. 外国人の安全確保対策

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

4. 避難所の要配慮者対策

(1) 避難所の整備

あらかじめ避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障害者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

市は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

第9項 帰宅困難者への対策

市は、災害発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備えて、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう避難者を保護できる施設との協定を結ぶなど帰宅困難者の避難場所の確保に努める。

第10項 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

地震災害時における市民の生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、市及び県は平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

大規模な地震災害では、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な物品について、連携して市民自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

受水槽を設置している公共施設や学校施設等の避難所となる施設及び公営集合住宅等にあっては、災害等による停電時は給水が不可能となるおそれがあることから直圧系統の給水栓を設置するなど停電時における給水が可能となる施設整備に努めるとともに、市管理の水道施設についても災害時の対応体制を確立しておくものとする。

1. 確保の役割分担

(1) 県

県は、市への支援を目的として、必要な食料・飲料水・生活必需品等の備蓄及び調達体制の

整備を行う。

なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調整等システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。

(2) 市

市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互協定のほか、供給可能な業者等との協定締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。

(3) 市民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で2日～3日分の食料・飲料水・生活必需品を備蓄しておくように努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家庭の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

2. 備蓄方法等

市及び県は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時の用事実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の正確に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3. 食料

(1) 食料の備蓄

食品の品目としては、精米、乾パン、おかゆ缶、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

① 精米

県は、震災時における精米を調達するため、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請する。

県は、応急用備蓄食料について、県が独自で備蓄を行うとともに、自衛隊と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備する。

県は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ袋等の備蓄を行うものとする。

② その他の食料

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に関係団体、民間企業に対し、直ちに、出荷要請を行うことができるよう、平常時から体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調整粉）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

③ 備蓄方法

市は、備蓄にあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄あるいは流通備蓄を行うよう配慮する。

4. 飲料水の確保及び備蓄方法

市及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。（1人1日3リットル）

市及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

また、市及び水道事業者等は、必要に応じて、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行うものとする。

5. 生活必需品

市は、地震災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。また、関係団体、民間企業等に対し、出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

6. 医薬品

市は、市郡医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

7. 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、市から要請のあった場合又は需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

第11項 防災訓練

広範囲にかつ同時に発生する地震災害に対して、被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災機関相互間及び防災機関と市民等の間における連絡協調体制の確立や、市民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

訓練を行うにあたっては、訓練の目的が具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ想定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるように工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

1. 県

大規模災害の発生を想定し、災害発生直後における県、市町及び防災機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

2. 市

防災訓練については地域防災計画に定め、その実施にあたっては、県・国・他の市町、県警察消

防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行うこととする。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とすること。

3. 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画(防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等)をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

4. 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

① 事業所(防火管理者)における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所(施設)の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、市、消防本部及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

② 自主防災組織における訓練

自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

③ 市民の訓練

市民一人ひとりの災害の行動の重要性を考慮し、市及び防災関係機関が実施する防災訓練へ自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及・啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努める。

《防災訓練計画》

区 分		実施主体	実施期間	実施場所	実施方法
個 別 訓 練	水防訓練	建設部 消防団	水害時期前	水害危険地	図上又は実地訓練。 必要に応じ県と合同又は他の訓練と併合して実施。
	消防訓練	消防本部 総務課 消防団	火災時期前	火災危険地	図上又は実地訓練。 必要により他の訓練と併合して実施。
	災害救助訓練	県 消 防 関 係 機 関 災 害 救 助 機 関	適切な時期	適切な場所	災害想定により、救助救援を円滑に遂行するため、医療救護、人命救出、炊出し、その他関連活動を個別又は併合して実施。
	情報伝達訓練	総務課及び 関係課 関係機関	適 宜	適 宜	気象予警報、指示、命令等の伝達、情報収集、報告等について個別又は併合して実施

	非常招集訓練				応急対策を行なうため必要な人員の的確かつ迅速な招集を図るため、個別又は併合して実施。
	避難訓練				被災のおそれがある地域、学校、病院、育児施設等を中心として、個別又は併合して実施。
総合訓練		市 県 関係機関	台風時期前	適切な場所	市、県、市民、その他防災機関が一体となり、総合的な防災訓練を実施。

第12項 災害復旧・復興への備え

1. 災害廃棄物の発生への対応

(1) 市の災害廃棄物計画

市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や、運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【風水害時の廃棄物計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
- ② 災害廃棄物発生予測量
- ③ 仮置場の確保と計画・運営計画
- ④ 仮設トイレの調達、設置、運営計画
- ⑤ 排出ルール（分別）、収運運搬、仮置場、中間処理施設及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- ⑥ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑦ 仮置場での破碎・分別体制
- ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
- ⑨ 収集運搬ルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備した方が望ましい）
- ⑪ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2) 県の災害廃棄物計画

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策 行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 建物の耐震化等

市、県、防災関係機関及び建築物の所有者は、地震災害により生じた廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

(4) 大量に生じた災害廃棄物への備え

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

2. 各種データの整備保全

市及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努めるものとする。

3. 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の公布のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(2) 県

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会を開催し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

4. 復興対策の研究

市、県及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民精神保健衛生、復興資金のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第3節 防災思想・知識の普及**第1項 防災思想・知識の普及**

1. 職員への防災教育の実施

地震発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災機関の職員は、地震に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図る

など、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

市及び各防災機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他地震対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

市及び各防災機関は、地震の原因、対策等の科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

市及び各防災機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

防災機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

2. 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

市及び防災機関は、市民に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発等

ア 市、県及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う者とする。

イ 市、県及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

- ① 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、・簡易トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等に転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ② 様々な条件下(家屋内、路上、自転車運転中など)で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動

- ③ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルートの決め方等)について、あらかじめ決めておくこと
- (2) 緊急地震速報(警報)の発表等
緊急地震速報(警報)は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。佐賀地方気象台は、市町、県、防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- (3) 地震対策パンフレット、チラシ等の作成配布
市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、地域防災アセスメントを行うとともに、市民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、平常時の心構えや地震時の行動マニュアル等を作成し、市民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。
なお、市及び県は、地震発生後1週間程度は、最初の大地震と同程度の地震の発生に注意し、特に2～3日程度は大地震が引き続き発生しやすいことを踏まえ注意を呼びかける。
- (4) 報道機関の活用及び協力要請
災害発生時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。
- (5) 地震防災教育の推進
学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて地震防災教育の徹底を図る。
また、市及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。
- (6) 防災関連施設等の普及
市及び県は、住民に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、家具の転倒防止、非常持出品の普及に努める。
- (7) 地震保険への加入促進
市民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く市民に対して、地震保険の重要性を広報していくよう努める。
- (8) 避難における相互の促進について
避難を行う際は、住民相互に声かけや安否確認を行い、避難を実施する。
また、避難生活では、各自が物資を持ち寄り、協力するように努める。
- (9) 避難所の運営
市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するように努める。

第2項 消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることからその育成強化を図る。

市は、消防団の育成、強化を図り地域社会の防災体制の強化を図る。

1. 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2. 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3. 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4. 消防団の装備の充実

消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の消防団活動に必要な装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図るものとする。

5. 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6. 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する制度を推進する。

第3項 自主防災組織等の育成強化

地震による災害は、広い地域にわたり同時多発的に発生し、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件も重なることが予想されることから、防災機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難及び避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市は、行政区などの地域において、市民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図るように努める。

その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、事業所等は、災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識するとともに、地域の一員として、自主防災体制の整備に努める。

1. 市民等の自主防災組織

市は、地域防災計画書に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

市及び県は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

2. 活動拠点及び資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や救助、救護のための資機材の充実に努める。

3. 組織の育成

(1) 市民等による自主的な防災組織の育成を図る。

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、事業所等の自衛消防隊、地区自衛消防隊。

(2) 防災意識の高揚を図るため、消防団幹部を中心とした市民の共同作業、リーダーの育成強化等の指導を行う。

3. 防災組織の活動範囲

自主防災組織の活動範囲は、概ね次のとおりとする。

(1) 平常時

- ① 防災組織、知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検
- ④ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ⑤ 地域内の安全点検

(2) 災害時

- ① 初期消火等の災害活動
- ② 情報の収集及び伝達
- ③ 避難誘導(災害時要援護者の援助)
- ④ 救出救護
- ⑤ 給食給水
- ⑥ 避難所運営への協力

4. 防災組織の連携

日常的な通報体制の確立など地区内の他の防災組織との連携・強化を図る。

5. 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

6. 事業所等の自衛防災組織

事業所等は、自主防災体制の整備のため、自衛防災組織の設置、災害時行動マニュアルの作成、防災訓練等の実施に努める。

なお、市は、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

7. 活動拠点及び資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第4項 企業防災の促進

1. 企業の事業継続計画等

企業は災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害から復旧に至る事前の計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続域の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市は、企業防災に資する情報の提供等の取り組みを行うとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うなど、その推進に努める。

2. 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を策定するものとする。

3. 緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機器の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第5項 住民及び事業所による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第6項 災害ボランティア活動の環境整備等

災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

1. 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は平常時からCSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、

ボランティア団体と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部神崎市地区、神崎市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進する。

2. ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部神崎市地区、神崎市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3. ボランティア活動支援機関の体制強化

市は、日本赤十字社佐賀県神崎市地区、神崎市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、ボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4. ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア等） (4) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） (5) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6) 福祉（介護、手話通訳等） (7) 無線（アマチュア無線技士） (8) 特殊車両操作（大型重機等） (9) 通訳（語学） (10) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災エキスパート） (12) その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃

	(5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業
--	-------------------------------

5. ボランティア受入体制の整備

(1) 専門ボランティアの受入体制

専門ボランティアについては、各活動担当部課が中心となり対応するため、あらかじめその把握に努めるとともに、災害発生時の受入体制の整備を図るものとする。

(2) 一般ボランティア受入体制

災害発生時における一般ボランティア活動を支援するため、あらかじめ神崎市社会福祉協議会、日本赤十字社佐賀県支部神崎市地区等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

(3) 情報提供窓口の設置

災害発生時、市は、ボランティアに対する情報提供窓口等の設置を検討し、情報の提供体制の整備に努める。

第4節 技術者の育成・確保

市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

技 術 者 名	業 務 内 容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
防災エキスパート	公共土木施設や公共建物等の被害状況の把握・通報、応急対応等への助言、現地対策本部等への支援
手話通訳者	聴覚障害者に対する手話による支援

第5節 孤立防止対策計画

市は、地震災害により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

1. 県

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、市との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。
- (2) 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を市と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

2. 市

- (1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る施設の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

3. 市民等

- (1) 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から災害時要援護者の把握や食料品等の備蓄などに努める。